

- 下命・容認に係る自動車の使用制限命令並びに最高速度違反行為又は過労運転に係る車両の使用者に対する指示及び当該指示に係る自動車の使用制限命令に関する事務処理要領について

(平成 30 年 4 月 13 付け例規香交指第 62 号)

下命・容認に係る自動車の使用制限命令（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 75 条第 2 項の規定による自動車の使用制限命令をいう。）並びに最高速度違反行為又は過労運転に係る車両の使用者に対する指示（法第 22 条の 2 第 1 項又は第 66 条の 2 第 1 項の規定による指示をいう。）及び当該指示に係る自動車の使用制限命令（法第 75 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用制限命令をいう。）に関する事務処理要領については、次のとおりとするので事務処理上誤りのないようにされたい。

## 記

### 第 1 総則

#### 1 目的

この要領は、下命・容認に係る自動車の使用制限命令（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 75 条第 2 項の規定による自動車の使用制限命令をいう。以下同じ。）並びに最高速度違反行為又は過労運転（以下「最高速度違反行為等」という。）に係る自動車の使用者に対する指示（法第 22 条の 2 第 1 項又は第 66 条の 2 第 1 項の規定による指示をいう。以下同じ。）及び当該指示に係る自動車の使用制限命令（法第 75 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用制限命令をいう。以下同じ。）に関する事務処理について必要な事項を定め、これらを適正かつ効果的に行うことを目的とする。

#### 2 用語の定義

この要領において使用する次の用語は、それぞれ用語ごとに次のとおり定義する。

##### (1) 処分事案

下命・容認に係る自動車の使用制限命令並びに最高速度違反行為等に係る車両の使用者に対する指示及び当該指示に係る自動車の使用制限命令（以下「使用制限命令等」という。）の対象となる事案をいう。

##### (2) 政令基準Ⅰ

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 26 条の 6 に規定する使用制限命令に関する基準をいう。

##### (3) 政令基準Ⅱ

令第 26 条の 7 に規定する使用制限命令に関する基準をいう。

##### (4) 細目基準Ⅰ

別に定める「下命・容認に係る自動車の使用制限命令の処分量定の細目基準」をいう。

##### (5) 細目基準Ⅱ

別に定める「最高速度違反行為等に係る車両の使用者に対する指示の運用基準等及び指示に係る自動車の使用制限命令の処分量定の細目基準」をいう。

(6) 署等

本部地域課、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊並びに署をいう。

(7) 署長等

署等の長をいう。

3 迅速な処分執行

使用制限命令等は、企業等の活動に伴って発生する交通の危険及び妨害を排除し、将来における交通の危険等の防止を図ることを目的として行うものであることから、使用制限命令等に関する処分事由が生じたときは、速やかに、使用制限命令等を行うものとする。

4 他の都道府県警察との連絡・協力

使用制限命令等の執行依頼等に関する事務は、関係する都道府県警察と緊密に連絡等を取り、相互協力の下に行うものとする。

第2 下命・容認に係る自動車の使用制限命令に関する事務処理要領

1 署等における事務処理要領

(1) 処分事案の報告

警察官は、交通事故又は交通違反事件の捜査の過程その他において下命・容認に係る自動車の使用制限命令の対象となる可能性のある事案（以下「下命・容認事案」という。）を認知したときは、速やかに、別記様式第1号の自動車使用制限事案報告書（以下「事案報告書」という。）を作成し、当該下命・容認事案に係る交通反則切符又は交通切符、現認報告書その他捜査書類等を当該事案報告書に添付の上、署長等に報告しなければならない。この場合において、当該下命・容認事案に関して捜索差押等を行い、その結果、別件の下命・容認事案を認知したときは、別件の下命・容認事案別に事案報告書を作成した上、本件の下命・容認事案に係る事案報告書に添えて報告するものとする。

なお、本件の下命・容認事案に係る事案報告書の備考欄に、別件の下命・容認事案の件数を記入するものとする。

(2) 事案報告書等の審査及び処分事案の上申

署長等は、(1)の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る下命・容認事案が処分事案に該当するか否かについて審査し、該当すると認めるときは、別記様式第2号の自動車使用制限事案上申書を作成し、それに当該処分事案の事実を証明する関係書類を添えて、交通指導課長を経由して香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に上申するものとする。

2 本部等における事務

(1) 審査

交通指導課長は、署長等から1(2)の規定により送付された下命・容認事案が処分事案に該当するか否か審査するものとする。

(2) 処分量定

ア 交通指導課長は、(1)の規定による審査の結果、下命・容認事案が処分事案に該当すると認めるときは、当該下命・容認事案が政令基準Ⅰに抵触するか否かを審査するものとする。

イ 交通指導課長は、アの規定による審査の結果、下命・容認事案が政令基準Ⅰに抵触すると認めるときは、細目基準Ⅰにより点数を計算した上、処分期間の量定（以下「処分量定」という。）を行うものとする。

### (3) 処分事案の移送

交通指導課長は、(1)の規定による審査の結果、下命・容認事案が処分事案に該当すると認めるもののうち当該処分事案に係る事業所の所在地が他の都道府県警察の管轄区域内にあるものについては、別記様式第3号の自動車使用制限事案移送通知書を作成し、当該都道府県警察に移送するものとする。この場合において、自動車使用制限事案移送通知書に1(2)の関係書類を添付するものとする。

## 3 四国運輸局長に対する意見聴取

(1) 交通指導課長は、2(2)の規定により処分量定を行った場合において、使用制限命令を受ける当該自動車の使用者（以下「被処分者」という。）が道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者（以下「事業者」という。）であるときは、別記様式第4号の自動車の使用制限に関する意見照会書により、香川運輸支局長を経由して四国運輸局長に対し、次に掲げる事項について意見照会を行うものとする。

ア 道路運送法及び貨物利用運送事業法に定める輸送施設の使用停止若しくは事業の停止又は免許の取消し並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第7条の規定による自動車の使用の制限又は禁止に係る処分の有無

イ アの処分と重複して行うこととなる場合における処分予定期間の変更の要否

ウ 輸送需要その他公共性を確保するための処分実施時期の延期措置等の要否

エ その他必要事項

(2) 交通指導課長は、(1)の規定による意見聴取の結果、使用制限に係る処分予定期間の変更又は処分実施時期の延期を行おうとするときは、被処分者である事業者の事業の内容及び被処分者の危険性並びに当該事業の公共性等について慎重に検討の上、社会的に相当と認められる範囲内の期間で処分予定期間の変更又は処分実施時期の延期を行うものとする。この場合において、当該事業者に係る下命・容認事案の処分基準の要件がそれ以外の事業者に係る下命・容認事案の処分基準の要件と同一であると認めるときは、当該事業者とそれ以外の事業者とに対して行う使用制限について、不公平な取扱いにならないように配慮しなければならない。

## 4 聴聞手続

(1) 交通指導課長は、2又は3(1)若しくは3(2)の規定により処分量定を行い、使用制限を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により同項第1号の聴聞の手続をとった上、公安委員会の決裁を受けなければならない。

- (2) 聴聞の手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号。以下「聴聞規則」という。）及び聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 27 号。以下「県聴聞規則」という。）に定めるところによるほか、次のとおり行うものとする。

ア 聴聞の通知

被処分者に対し、聴聞規則第 8 条の聴聞通知書を郵送する場合は、通常葉書に別記様式第 5 号の聴聞通知書の受領書を記載し、当該聴聞通知書に添付の上、当該被処分者に配達記録郵便により送付するものとする。

イ 聴聞の公示

聴聞を行う場合の公示は、県聴聞規則第 4 条の規定により行うものとする。

ウ 聴聞事項

聴聞は、公開による口頭審理の方法により、次の事項について行うものとする。

(ア) 処分事由

(イ) 処分事由の原因

(ウ) その他処分決定上の参考事項

5 使用制限命令の執行手続

(1) 使用制限書の作成等

交通指導課長は、公安委員会が自動車の使用制限の決定をしたときは、道路交通法施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 3 号。以下「細則」という。）第 25 条第 1 項の自動車の使用制限書（以下「使用制限書」という。）を作成の上、当該使用制限書及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）第 9 条の 15 の標章を添えて使用制限の対象に係る事業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

(2) 標章の貼付け

署長は、(1)の規定により、使用制限書及び標章の送付を受けたときは、速やかに、被処分者に対し、使用制限書を交付するとともに、使用制限に係る自動車の前面の見やすい箇所に当該標章を貼り付けるものとする。

(3) 標章の貼付けの際の留意事項

ア 使用制限書の交付に当たっては、当該使用制限書について記載漏れ又は記載誤りの有無を確認するものとする。

イ 標章の貼付けは、あらかじめ口頭により処分理由を告げた後、使用制限書を交付して行うものとする。

(4) 結果報告

署長は、(2)の規定により標章を貼り付けたときは、速やかに、別記様式第 6 号の自動車使用制限処分執行報告書を作成の上、交通指導課長に送付するものとする。

(5) 他の都道府県警察に対する標章の貼付けの依頼

交通指導課長は、公安委員会が使用制限の決定をした後、被処分者の居住地又は当該使用制限に係る事業所の所在地が他の都道府県の公安委員会の管轄区域であることが判明したときは、別記様式第 7 号の自動車使用制限処分執行依頼書を作成の上、当

該自動車使用制限処分執行依頼書に使用制限書、標章その他関係書類を添えて当該都道府県の公安委員会に対し、その執行を依頼するものとする。

## 6 標章の除去

### (1) 期間満了による除去

標章の除去は、原則として、使用制限の期間の満了した日の翌日に行うものとする。この場合において、当該標章の除去を行った警察官は、その旨を署長に報告しなければならない。

### (2) 申請に基づく除去

ア 署長は、法第75条第10項により施行規則第9条の16の標章除去申請書及びその添付書類の提出を受けたときは、これらの書類が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有するものであり、かつ、被処分者に使用制限の対象となっている自動車を使用させないことを確認しなければならない。

イ 署長は、アの規定による審査で提出された書類が法令に定められた形式上の要件に適合しており、申請者が申請に係る自動車の使用について権原を有し、かつ、被処分者に使用制限の対象となっている自動車を使用させないことが確認できたときは、標章を除去するものとする。

ウ 署長は、標章を除去したときは、標章除去申請書及びその添付書類の写しを交通指導課長に送付するものとする。

## 7 使用制限の結果の記録

交通指導課長は、使用制限の内容、処分量定、聴聞の状況及び結果、処分の執行状況その他処分手続等の処理結果を、1(2)の自動車使用制限事案上申書（他の都道府県警察から移送を受けたものを含む。）の参考事項欄に記録し、その状況を明らかにしておくものとする。

## 第3 最高速度違反行為等に係る車両の使用者に対する指示及び当該指示に係る自動車の使用制限命令に関する事務処理要領

### 1 最高速度違反行為の管理

#### (1) 基本的留意事項

最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示及び当該指示に係る自動車の使用制限命令は、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が行うこととなるが、車両の運行範囲は全国に及び、全国の最高速度違反行為に関する情報を一元的に管理する必要がある。

このため、最高速度違反事件を検挙（告知）した場合において当該行為が違反車両の使用者の業務に関して行われたときは、次の要領で最高速度違反管理システムへの登録票（以下「最高速度違反登録票」という。）を作成し、取扱いの斉一を期するものとする。

#### (2) 最高速度違反登録票の構成等

登録票は2枚1組とし、1枚目（最高速度違反登録票（甲））は、検挙（告知）所属

において交通法令違反事件簿とともに保管し、2枚目(最高速度違反登録票(乙))は、検挙所属から交通指導課に送付し、同課において最高速度違反管理システムに登録した後、保管する。

(3) 最高速度違反登録票の作成範囲

最高速度違反登録票は、検挙(告知)した最高速度違反事件のうち

- 車両の使用者以外の運転者が行った最高速度違反行為
- 当該車両の使用者の業務に関して行われた最高速度違反行為

のいずれにも該当する場合に作成するものとする。

ア 法第22条の1第1項及び第66条の2第1項の「当該車両の使用者の業務に関し」の判断基準

「当該車両の使用者の業務に関し」とは、法第75条第1項と同様。使用者の業務とは関係なく車両が使用されていた場合を除くという意味であるが、全国統一の観点から、次に掲げる場合に限り作成するものとする。

- 営業ナンバーのトラック等を運転しており、かつ、違反日時、場所、積荷の状況から、貨物輸送、配達・配送中と認められる場合
- 営業ナンバーのトラック等を運転しており、かつ、違反日時、場所、運転者の言動等から、回送中(積荷等を降ろしてから事業所へ戻る途中)と認められる場合
- タクシーを運転しており、かつ、違反日時、場所、乗客等の状況から、人の輸送中と認められる場合
- タクシーを運転しており、かつ、違反日時、場所、乗客等の状況から、回送中(客を降ろしてから事業所へ戻る途中又は客を迎えに行く途中等)と認められる場合
- 自家用ナンバーの車両であるが、車両に企業名等が入っており、違反日時、場所、運転者の言動、積荷等の状況から、明らかに貨物輸送、配達・配送、営業、集金又は回送(目的地から事業所への帰路等)中と認められる場合
- その他車両ナンバー及び車両の外観から判断することはできないが、運転者が車両の使用者以外の者で、かつ、違反日時、場所、運転者の言動、積荷等の状況から、明らかに貨物輸送、配達・配送、営業、集金又は回送(目的地から事業所への帰路等)中と認められる場合

イ 最高速度違反登録票を作成しない場合の具体例

- 自家用ナンバーの車両で、運転者の供述等から私用中と認められる場合
- 営業ナンバーの車両であっても、違反日時、場所、運転者の言動等の状況から、明らかに運転者の私用中と認められる場合

なお、営業ナンバーの車両を専ら運転者の私用に使用させていた場合又は営業ナンバーの車両の自宅への持ち帰り行為については、四国運輸支局長による事業改善命令の対象となることから、これらの行為を認知した場合は、交通指導課へ事実関係を報告すること。

ウ その他

車両の外観から業務性が不明で、かつ、運転者が運転目的等を供述しない場合等業務性の有無の判断が困難な場合については、原則として最高速度違反登録票を作成することとし、交通指導課において、検挙（告知）所属と連携をとりながら、車両ナンバー、車両の使用者、外観、積荷等の状況から登録の有無を判断するものとする。

(4) 最高速度違反登録票の作成要領

別添1の「最高速度違反登録票の作成要領」のとおり

(5) 最高速度違反管理システムへの登録

最高速度違反管理システムへの登録は、検挙（告知）所属から送付された最高速度違反登録票（乙）により、交通指導課において運転者の言動等を参考に検討を行った上で登録するものとする。

2 過労運転の管理

(1) 基本的留意事項

過労運転に係る車両の使用者に対する指示及び当該指示に係る自動車の使用制限命令を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が行うことは、最高速度違反行為の場合と同様である。

過労運転は、年間の検挙件数も少なく、通常十分な裏付け捜査を実施するので、指示及び使用制限命令を念頭において次の要領で取り扱うものとする。

(2) 過労運転を検挙した場合の取扱い

ア 県内に使用の本拠が位置する車両を検挙した場合

(ア) 業務性のない違反を検挙した場合

過労運転に係る車両の使用者に対する指示及び当該指示に係る自動車の使用制限命令に関する何らの措置も必要としない。

(イ) 使用者の下命・容認事件としては検挙できないが、業務性が認められる違反を検挙した場合

送致書の写しを交通指導課に送付すること。

なお、交通指導課において1年間保管の上、1年以内に同種違反が繰り返された場合には、3の実施要領に基づき指示を行うものとする。1年以内に2件以上の事件を検挙し、同時に送致した場合の取扱いも同様とする。

(ロ) 使用者の下命・容認又は誘発行為による事件を検挙した場合

送致書の写しを交通指導課に送付すること。

なお、この場合は、1回の違反で指示を行うものとする。

イ 県外に使用の本拠が位置する車両を検挙した場合

(ア) 業務性のない違反を検挙した場合

過労運転に係る車両の使用者に対する指示及び当該指示に係る自動車の使用制限命令に関する何らの措置も必要としない。

(イ) 使用者の下命・容認又は誘発行為による事件を検挙した場合及び使用者の下命・容認事件として検挙はできないが、業務性が認められる違反を検挙した場合

送致書の写しを交通指導課に送付すること。

なお、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察への送付は、交通指導課において行うものとする。

ウ 指示に係る自動車の使用制限命令のための過労運転の管理

過労運転に係る車両の使用者に対する指示に関する書類の写しを交通指導課において1年間保管し、当該指示に係る使用制限命令に備えるものとする。

3 最高速度違反行為等に係る車両の使用者に対する指示の事務処理要領

(1) 事実の確認及び審査

交通指導課長は、最高速度違反管理システム又は署等から送付された送致書の写しを確認し、細目基準Ⅱに定める「最高速度違反行為等に係る車両の使用者に対する指示の運用基準等」に基づき最高速度違反行為等に係る車両の使用者に対する指示及びその内容を検討するものとする。

(2) 四国運輸局長に対する協議等

ア 四国運輸局長に対する協議

交通指導課長は、(1)による検討を行った結果、指示を行うことが相当と認める場合であって、指示を受けることとなる当該車両の使用者（以下「被処分者」という。）が事業者であるときは、法第22条の2第2項（第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ、別記様式第8号の指示に関する協議書により、香川運輸支局長を経由して四国運輸局長と協議するものとする。

イ 指示を行わない場合

四国運輸局長との協議を行った結果、四国運輸局長により道路運送法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）又は貨物利用運送事業法の規定に基づき、文書による警告であって指示に相当する措置又は輸送の安全確保命令、自動車の使用停止命令、事業の停止命令等の措置を講じる旨の回答があったときは、当該指示を保留するものとする。

また、四国運輸局長が、既にこれらの措置を講じた旨の通知があった場合は、当該指示を行わないものとする。

(3) 弁明の機会の付与

ア 交通指導課長は、(2)による四国運輸局長との協議の結果、指示を行おうとする場合は、行政手続法第13条第1項の規定により同項第2号の弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

イ 弁明の機会の付与の手続については、聴聞規則及び県聴聞規則に定めるところにより行うものとする。

(4) 指示の執行手続

交通指導課長は、(1)から(3)までの手続の結果を踏まえ、細目基準Ⅱに定める「最高速度違反行為等に係る車両の使用者に対する指示の運用基準等」に基づき指示を行うものとする。

4 指示に係る使用制限命令の事務処理要領

(1) 事実の確認及び処分事案の上申

交通指導課長は、法第75条の2第1項の規定による使用制限に該当する同項の表の



下欄に掲げる違反行為が最高速度管理システム又は指示に関する書類の写しにより同表の上欄に掲げる指示をした自動車の使用者の当該自動車により行われたと認める場合において、当該自動車に係る最高速度管理システムのデータ及びその基礎となった登録票又は指示に関する書類の写し等を確認したときは、別記様式第9号の自動車使用制限事案上申書を作成し、これに当該処分事案の事実を証明する関係書類を添えて公安委員会に上申するものとする。

(2) 処分量定

ア 交通指導課長は、(1)の規定による確認を行った結果、過去における使用制限命令の有無及び違反歴を基に政令基準Ⅱに抵触するか否かを審査するものとする。

イ 交通指導課長は、アの規定による審査の結果、その自動車が政令基準Ⅱに抵触すると認めるときは、細目基準Ⅱにより点数を計算した上、処分量定を行うものとする。

(3) 四国運輸局長に対する意見聴取

四国運輸局長に対する意見聴取については、第2の3の規定を準用する。この場合において、第2の3(1)中「別記様式第4号の自動車の使用制限に関する意見照会書」とあるのは、「別記様式第10号の自動車の使用制限に関する意見照会書」と読み替えるものとする。

(4) 聴聞手続

聴聞手続については、第2の4の規定を準用する。

(5) 使用制限の執行手続

使用制限の執行手続については、第2の5の規定を準用する。

(6) 標章の除去

標章の除去については、第2の6の規定を準用する。この場合において、第2の6(2)ア中「第75条第10項」とあるのは、「第75条の2第3項において準用する第75条第10項」と読み替えるものとする。

(7) 使用制限の結果の記録

使用制限の結果の記録については、第2の7の規定を準用する。

第4 自動車の使用制限命令（放置違反金に係るものを除く。）及び車両の使用者に対する指示の事務処理チャート

別添2の「指示及び自動車の使用制限（放置違反金に係るものを除く。）」のとおり

(別記様式、別添1、別添2省略)